

「基督教主義」から「皇国ノ道」へ

―財団法人立教学院寄附行為の変更―

キリスト教主義と天皇制イデオロギーの相克―

大島 宏

はじめに

一九三三年の上智大学における「靖国神社参拝拒否事件」や一九三五年の同志社「神棚事件」にみられるように、一九三〇年代にはいると、思想問題や国体明徴運動などを背景として、キリスト教主義の教育に対するまなざしは厳しさをますますようになる。また、国際関係の変化はミッション・スクールにも影響をおよぼすようになる。たとえば、一九四〇年九月、プロテスタント系ミッション・スクールの団体である基督教教育同盟会は経営や教育に関する申し合わせを行い、自己規制するように

なる。こうした状況にあつて、ミッション・スクールのなかには、キリスト教主義を捨て、天皇制イデオロギーにもとづく教育を行うことを明示する学校もあらわれた。

戦時下のミッション・スクールの動向については、これまででも多くの研究で指摘されている。とくに、性格の変化に関しては、学則の目的変更を中心に各学校の沿革史に記述されている。また、個別の研究としても、キリスト教主義による私立専門学校の学則変更を「御真影」の下付と関連づけて考察した米田俊彦の研究などがある⁽¹⁾。これらにおいては、ミッション・スクールの学則変更が

軍国主義・国家主義の進行と関連づけて論じられている。

しかし、多くのミッション・スクールは、外国人宣教師たちの手によって設立されたものであり、それゆえ海外母教会との関係が密であった。その関係性は、資金援助という経済的な面だけでなく、法的な設立者が宣教師個人であり、あるいは経営母体である財団法人の理事の多くが外国人宣教師であることなどに容易にみいだすことができる。つまり、ミッション・スクールの性格の変化をみるためには、このような海外母教会との関係をふまえる必要がある。そのためには、学則の変更だけでなく、より直接的に海外母教会の影響をうける財団法人の寄附行為を対象とする必要があるのではないだろうか。

本稿は、この点をふまえ、戦争下にミッション・スクールがおかれた諸環境とそれに対する具体的な対応という観点から、ミッション・スクールの経営母体である財団法人の寄附行為の変化について考察しようとするものである。事例として取り上げるのは、立教大学および立教中学校の経営母体であった財団法人立教学院である。立教学院は、一九四二年の理事会で可決された寄附行為の変更において、目的に掲げていた「基督教主義ニヨル教育」を削除し、あらたに「皇国ノ道ニヨル教育」を採用している。

この寄附行為の変更については、これまでも立教学院の沿革史において繰り返し言及されてきた⁽²⁾。また、中野実も戦時下における寄附行為の変更注目した論稿を残している⁽³⁾。しかし、これらにおいては、戦時体制の進行にともなう動向のひとつとして目的変更の事実が指摘されるのみであり、変更の過程やその要因についての考察はなされていない。

このような研究状況を一歩進めたのが永井均である。永井は、立教学院寄附行為における「基督教主義ニヨル教育」から「皇国ノ道ニヨル教育」への目的変更を「学生暴行事件」によってピークに達した教育方針をめぐる対立への対応であったと指摘している⁽⁴⁾。しかしながら、ここでは、目的の変更が立教学院内部の問題への対応として取り上げられているのみであり、海外母教会との関係や他のミッション・スクールの動向などはふまえられていない。

そこで、本稿では、国際関係の変化や立教学院以外のミッション・スクールの動向をふまえつつ、立教学院における寄附行為の変更を検討する。

一 立教学院寄附行為変更の経過

(一) 財団法人立教学院寄附行為の成立

財団法人立教学院は、聖公会教育財団の名称変更によつて、一九三一年に発足した。発足時の寄附行為（一九三一年八月七日認可）では、その目的を次のように規定している⁽⁵⁾。

第二条 財団法人立教学院ハ日本ニ於テ基督教主義

ニヨル教育ヲ行フヲ目的トシ学校令ニヨル立教大学及立教中学校ヲ維持経営ス

但本条文中ノ目的ハ変更スルコトヲ許サズ

ここで、立教学院の目的は「基督教主義ニヨル教育ヲ行フ」ことであり、立教学院によつて維持経営される立教大学および立教中学校の教育が「基督教主義」にもとづくものであったことが確認できる。また、目的の変更を認めないと規定していたことは、「基督教主義」が立教学院の存在意義そのものであることを意味している。

立教学院発足時の寄附行為には、目的以外の部分にもキリスト教（米国聖公会）との関連をみることができる。たとえば、理事（七名）は「亜米利加合衆国プロテスタント エピスコパル教会ヨリ日本ニ派遣サレタル監督、プロテスタント エピスコパル チャーチ ミッション所屬員中及日本聖公会ニ属スル聖職信徒中ヨリ此レヲ選ブ」（第五条）とされ、理事会は日米の聖公会関係者によつて構成されていた。また、理事長については「亜米利加合衆国プロテスタント エピスコパル教会ヨリ派遣

サレタル日本聖公会北東京地方部監督ヲ理事長トス」（第七条）と規定されている。

さらに、立教学院総長は理事のなかから任命されることと規定されている（第八条）。すべての理事が聖公会関係者であることから、この規定は実質的にはクリスチャン・コードとして機能している。聖公会関係者である総長は、「立教大学及立教中学校ニ関スル一切ヲ統轄管理シ理事会ノ同意ヲ経テ立教大学長、立教中学校長ヲ任免シ又其ノ他ノ一般教職員ヲ任免ス」（第十二条）と規定され、教学の責任者としての地位を与えられた。このような総長の資格と立場は、立教大学および立教中学校の教育がキリスト教主義に則ったものであることを担保していたといえよう。

発足時の理事は次の通りである（発足時の理事は六名であった）。そのうちJ・マキムが理事長であり、C・S・ライフスナイダーが総長に任命された。

J・マキム (McKim, John)

C・S・ライフスナイダー (Reisnyder, Charles S.)

S・H・ニコルス (Nichols, Shirley H.)

N・S・ビンステッド (Binsted, Norman S.)

R・B・トイスラー (Teusler, Rudolf B.)

松崎半三郎

理事長であるJ・マキムは北東京地方部主教（監督、

以下同様)、C・S・ライフスナイダーは北東京地方部補佐主教、S・H・ニコルスは京都地方部主教、N・S・ビンステッドは東北地方部主教であり、米国聖公会から派遣された主教のすべてが立教学院の理事となつてゐる。このことから、立教学院が米国聖公会の影響下にあつたことがうかがえる。なお、R・B・トイスラーは米国聖公会の医療宣教師、聖路加病院の院長であつた。唯一の日本人である松崎は、古くからの信徒である。

(二) 米国聖公会の影響力の排除・理事会の邦人化

国際関係の変化は海外母教会と国内キリスト教団体との関係に影響をおよぼすようになる。たとえば、一九四〇年八月二十日、日本聖公会では「日米依存」を精算するためには英米ミッションからの経済的独立が断行されねばならないとの状態判断から、「教務院会議において自給断行が決議された⁽⁶⁾。このような海外母教会からの独立は日本聖公会だけの問題ではなかつた。翌月には、日本基督教連盟(日本聖公会は一九二九年加盟)が「我等基督教会は内外の状況に鑑みこの際『外国ミッション』との財政的關係を絶ち自給独立を決議すること」を申し合わせるに至つてゐる⁽⁷⁾。さらに、同月、プロテスタント系ミッション・スクールによって組織された基督教教

育同盟会は、学校長会議において、「新体制下のキリスト教關係諸学校は如何に進むべきか」について協議し、次のような申し合わせを行つてゐる⁽⁸⁾。

1. 学校長、学部長、科長は全部日本人であること
2. 学校経営主体は財団法人であること
3. 財団法人の理事長は日本人であること
4. 理事も過半数日本人であること
5. 経済的に外国教会からの補助を受けることなく独立すること
6. 青少年の教育を新体制に適應し精神教育を重んずること

5. 興亜教育に対して具体的方策を樹てること
このような状況にあつて、立教学院でも、米国聖公会からの影響力を排除することが課題となつていたといえよう。

ところが、一九四〇年当時の立教学院理事は次のようなメンバーであり、七名中四名が外国人宣教師であつた。

- C・S・ライフスナイダー (Reisnyder, Charles S.)
- S・H・ニコルス (Nichols, Shirley H.)
- N・S・ビンステッド (Binsted, Norman S.)
- C・H・エバンス (Evans, Charles H.)

松崎半三郎
松井米太郎

杉浦貞二郎

そのため、一九四〇年十月四日にはC・H・エバンスとS・H・ニコルスの二名が理事を辞任し、代わりに帆足秀三郎と遠山郁三が理事に就任することとなる。また、理事長にはC・S・ライフスナイダーに代わり松井米太郎が就任した。これによつて、基督教教育同盟会の申し合わせに示された理事長および理事の過半数を日本人とすることが実質的に達成されることとなった。

さらに、一九四一年二月十九日の第三十七回理事会において、立教学院発足後はじめての寄附行為変更が可決された(三月三十日申請、六月十日認可)⁽⁹⁾。その内容は第七条(理事長の選出方法)、第二十三条(寄附行為変更手続)、第二十四条(法人解散手続)を次のように変更するものであった

第七条

旧・亜米利加合衆国プロテスタント エピスコパル
教会ヨリ派遣サレタル日本聖公会北東京地方部
監督ヲ理事長トス

第二十三条

旧・本法人ノ寄附行為中変更セントスルトキハ理事
総員四分ノ三以上ノ決議ニヨリ ナシヨナル
カウンシル プロテスタント エピスコパル

チャーチ イン ゼ ユーナイテッド ステート
オブ アメリカノ承認ヲ得、主務官庁ノ認可ヲ経ルヲ要ス

新・本法人ノ寄附行為中変更セントスルトキハ理事
総員四分ノ三以上ノ決議ニヨリ主務官庁ノ認可ヲ経ルヲ要ス

第二十四条

旧・理事総員四分ノ三以上ノ決議ニヨリ本法人ヲ解散スル場合其ノ残余財産ノ処分ハナシヨナル
カウンシル プロテスタント エピスコパル
チャーチ イン ゼ ユーナイテッド ステート
オブ アメリカノ承認ヲ得、主務官庁ノ許可ヲ要ス

新・理事総員四分ノ三以上ノ決議ニヨリ本法人ヲ解散スル場合其ノ残余財産ノ処分ハ理事総員四分ノ三以上ノ決議ニヨリ主務官庁ノ許可ヲ要ス

従来第七条は米国聖公会から派遣された日本聖公会北東京地方部監督を自動的に立教学院の理事長とするものであったが、あらたな規定では理事の互選による選出にあらためられている。また、従来第二十三条と第二十四条では寄附行為の変更や法人の解散にあつて米国聖公会の承認を必要としていたが、変更後の寄附行為ではその承認を必要としない。つまり、これら変更は

よって、米國聖公会の影響力が弱められることになったのである。

中野は、この変更が立教学院の米國聖公会からの分離、「邦人化」を意味していたとらえている¹⁰⁰。たしかに、この変更はそれを志向したものであった。また、理事会の構成メンバーに関していえば、実態としては一九四〇年十月の外国人理事二名の辞任によって過半数が日本人となっている。しかし、理事選出に関する寄附行為の規定（第五条）は、依然として米國聖公会の宣教師を含んだままであった。そのため、基督教教育同盟会の申し合わせに照らしてもなお不十分なものであったといえよう。この点をふまえれば、この変更によって、理事会の「邦人化」がなされ、米國聖公会の影響力が立教学院から完全に排除されたと評価するのは早計であろう。

そのため、寄附行為変更の認可（六月）直後にもかかわらず、一九四一年九月十一日に開催された第四十四回理事会では、第五条（理事の選出）と第六条（理事の任期）の変更を内容とする二度目の寄附行為変更が可決された（九月十六日申請、十二月三日認可）。この変更の中心である第五条は、次のように変更されることとなった。

第五条

旧・本法人ノ理事ハ亞米利加合衆國プロテスタント

エビスコバル教会ヨリ日本ニ派遣サレタル監督、プロテスタント エビスコバル チャーチ ミッション所属員中及日本聖公会ニ属スル聖職信徒中ヨリ此レヲ選ブ

新・本法人ノ理事ハ日本聖公会聖職信徒中ヨリ之ヲ選ブ

従来の規定では理事は米國聖公会の宣教師と日本聖公会の聖職信徒から選出されることとなっていたが、この変更によって日本聖公会の聖職信徒のみが理事の選出母体となった。また、この変更に先立つ一九四一年八月には、残る二人の外国人宣教師理事であるN・S・ピンステッドとC・S・ライフスナイダーが辞任し、代わりに小林彦五郎と須藤吉之祐が理事に就任することよって、理事会の「邦人化」が実質的には達成されていた。つまり、この寄附行為変更によって、名実ともに理事会の「邦人化」・米國聖公会からの独立がなされたのである。

(三) 「基督教主義」から「皇國ノ道」へ

三度目の変更は、理事会の「邦人化」から一年後の一九四二年九月二十九日に開催された第五十四回理事会で可決された（十一月四日申請、一九四三年二月十五日認可）。この変更は寄附行為中の目的の変更を含むものであり、次のような内容であった。

第二条

旧・財団法人立教学院ハ日本ニ於テ基督教主義ニヨル教育ヲ行フヲ目的トシ学校令ニヨル立教大学及立教中学校ヲ維持経営ス

但本条文中ノ目的ハ変更スルコトヲ許サズ

新・財団法人立教学院ハ皇国ノ道ニヨル教育ヲ行フヲ目的トシ学校令ニヨル立教大学及立教中学校ヲ経営維持ス

第五条

旧・本法人ノ理事ハ日本聖公会聖職信徒中ヨリ之ヲ選ブ

新・（全文ヲ削リ以下逐条ヲ繰上グ）

第八条（新・第七条）

旧・理事長ハ理事会ノ同意ヲ得テ本法人ニ必要ナル職員ヲ設クルコトヲ得

理事長ハ理事会ノ同意ヲ得テ理事中ヨリ立教学院総長ヲ、及立教学院付牧師並ニ会計ヲ任免ス

新・理事長ハ理事会ノ同意ヲ得テ本法人ニ必要ナル職員ヲ設クルコトヲ得

理事長ハ理事会ノ同意ヲ得テ理事中ヨリ立教学院総長ヲ任免ス

第二条の目的に関しては、従来「本条文中ノ目的ハ変更スルコトヲ許サズ」と規定していた。にもかかわらず、

この変更によつて立教学院の存在意義にかかわる文言である「基督教主義」が「皇国ノ道」にあらためられた。くわえて、直近の寄附行為変更で「本法人ノ理事ハ日本聖公会聖職信徒中ヨリ之ヲ選ブ」とあらためた理事の選出に関する規定（第五条）は全文が削除され、形式的には日本聖公会からの影響も排除されている。さらに、理事長の任免権を定めていた旧第八条（新第七条）中の「立教学院付牧師並ニ会計」も削除された。このように、この変更によつて、立教学院のキリスト教色はことごとく排除され、「皇国ノ道」による教育を行う組織へと変質したのである。

ところで、この「基督教主義」から「皇国ノ道」への変更は立教学院の存在意義にかかわる重大な変更である。にもかかわらず、立教学院の公的な沿革史や先行研究ではその事実が指摘されるのみであった。ところが、国立公文書館に所蔵されている立教学院の許認可関係文書には、寄附行為の目的を変更する必要があることを示す担当者の意見が記されている⁸¹⁾。たとえば、一九四一年六月の寄附行為変更認可の指令案には、次のような文言が残されている。

本財団寄附行為ニ就テハ第二條ノ目的ノ條文ヲ変更スル必要有之モノト思料セラル、ニ依リ之レガ改正方注意致シタル処現在小委員会ヲ設ケテ折角之ガ改

正二就テ研究中ニテ何レ早晚更メテ変更申請提出ノ
予定ナルモ今回ハ事業遂行上不敢取別紙ノ通ノ変更
申請ニ止メタルモノトイフ

また、一九四一年十二月の変更認可にかかわる指令案に
も、次のような意見が記されている。

本財団寄附行為ニ就テハ第二條ノ目的ノ條文ヲ訂正
スル必要有之モノト思料セラル、ニ付此前ノ改正ノ
トキト同様財団当局ノ意向ヲ徴シタル処先ヅ以テ外
国關係ヲ断チタル上根本的ニ改正ヲ行フモノナリト
イフ

当然のことながら、右のような文部省の指示は、立教
学院の首脳陣にも伝わっていた。たとえば、当時の立教
学院総長であり、立教大学学長でもあった遠山郁三は、
一九四二年一月十六日の日誌に次のように記している¹⁰⁰。

○寄附行為の改正は十二月二日認可済なり、依て東
京府へ問合せしに右認可の旨通達ありしとの事、
東京府の怠慢なるべし。二、三日中に東京府より
通知ある筈

○寄附行為第二條に就てハ研究すべしとの事

このような文部省の指示が「基督教主義ニヨル教育」
から「皇国ノ道ニヨル教育」への転換要因のひとつであ
ったと推測される。しかし、立教学院の許認可関係文書
に記された内容からは、寄附行為の目的をどのように変

更すべきと考えられていたのかは明らかにならない。そ
こで、立教以外のミッション・スクールにおける寄附行
為の目的をめぐる動向から、文部省による指示の内容に
ついて検討してみよう。

二 立教以外のミッション・スクールにおける 寄附行為の目的をめぐる動向

ここで検討の対象とするのは、ミッション・スクールの
なかでも大学を擁していた財団法人の寄附行為であ
る。大学令の公布（一九一八年）から敗戦までに二八校
の私立大学が認可された。そのうちキリスト教にもとづ
く教育を謳っていた大学は、立教大学以外では同志社大
学、関西学院大学、上智大学の三校であった。これらの
大学の経営母体である財団法人は、同志社大学が同志社
関西学院大学が関西学院、上智大学が上智学院である。

(一) 同志社における寄附行為の目的変更の 動向

一九三五年にいわゆる「神棚事件」を惹起した同志社
では、その二年後に再び学園を揺るがす事件が発生する。
一九三七年二月に発生した「勅語誤読」事件、七月の同
志社予科生を中心としたいわゆる「チャペル籠城事件」
がそれである¹⁰¹。このような状況のなかで、学園には

徐々に国家主義的な色彩が浸透していくことになる¹¹⁾。

一九三七年三月、同志社が「同志社教育綱領」を制定し、「教育ニ関スル勅語ヲ並ニ詔書ヲ奉戴シ基督ニ依ル信念ノ力ヲ以テ聖旨ノ実践躬行ヲ期ス」ことを示したのは、この「勅語誤読」事件への対応であった¹²⁾。同じ時期に、同志社諸学校の学則第一条に規定していた目的が変更され、「教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ」という文言がくわえられたのも、この事件への対応であったと考えられる（中学は一九三五年三月）¹³⁾。

このような状況にあつて、寄附行為の目的を変更しようとする動きも確認できる。たとえば、一九三七年七月十五日の常務理事会では、「チャペル籠城事件」に関連した人事案件や「学園肅正ニ関スル件」などとともに「寄附行為改正ニ関スル件」が議題として取り上げられ、次のように記録されている¹⁴⁾。

理事増員ノ件ハ前回理事会決議ヲ原案トシテ其手續ヲ進メ且時世ノ推移ニ伴ヒ寄附行為中第三十八條第一條及第四條等ヲ改正スヘキヤ否ヤニ付テハ慎重ニ研究ヲ重ヌルコトヲ申合セタリ

変更が検討されている第三十八條は寄附行為の変更に関する規定であり、当時は第一条（目的）および第七條（使途指定寄附金の流用禁止）を「不易ノ原則」とし、それ以外の条項については理事会の三分の二以上の同意

と主務官庁の認可を経た上で変更することが可能であると規定していた。また、第一条および第四条（教育方針）は次のように定められていた¹⁵⁾。

第一条 智徳並行ノ主義ニ基キ教育ノ業ヲ挙クルヲ以テ本財団ノ目的ス

第四条 本財団ノ維持スル学校ハ基督教ヲ以テ徳育ノ基本トス

このように、事件に関連して、学園の目的や教育方針の変更も検討されていたのである。にもかかわらず、『同志社百年史』では、この寄附行為変更の動きに関しては、先に引用した常務理事会の記録を資料編に掲載しているのみであり、通史編では全く言及されていない。そのため、変更をめぐる動向の詳細は不明であった。

ところが、同志社社史資料室所蔵の『寄附行為改正資料 昭和13年』と題する史料群には次のような寄附行為改正案が収められており、寄附行為変更案の内容を知ることができる¹⁶⁾。なお、②案のみが印刷されたものであることや①案との共通性が高いことから、一九三七年七月十五日に開催された常務理事会での配付資料と思われる。

①「七月常務理事会ニ附議スベキ同志社寄附行為改正私案」(一九三七年六月三〇日)

②「同志社寄附行為改正案」(目付不詳)

表一 同志社寄附行為変更案（第一条・第四条）

	第一条	第四条
寄附行為	<p>智徳並行ノ主義ニ基キ教育ノ業ヲ挙クルヲ以テ本財団ノ目的トス</p>	<p>本財団ノ維持スル学校ハ基督教ヲ以テ德育ノ基本トス</p>
①案	<p>同志社教育綱領ニ基キ教育ノ業ヲ挙クルヲ以テ本財団ノ目的トス</p>	<p>削除 又ハ 本財団ノ維持スル学校ハ教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ基督教ヲ以テ德育ノ完成ヲ期ス</p>
②案	<p>同志社教育綱領ニ基キ教育ノ業ヲ挙クルヲ以テ本財団ノ目的トス</p>	<p>本財団ノ維持スル学校ハ教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ基督教ヲ以テ德育ノ完成ヲ期ス</p>
③案	<p>同志社教育綱領ニ基キ教育ノ業ヲ挙クルヲ以テ本財団ノ目的トス</p>	<p>本財団ノ維持スル学校ハ教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ基督教ノ真精神ヲ以テ德育ノ完成ヲ期ス</p>
④案	<p>智徳並行ノ主義ニ基キ教育ノ業ヲ挙ケ国家有用ノ材ヲ養成スルヲ以テ本財団ノ目的トス</p>	<p>本財団ノ維持スル学校ハ教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ以テ德育ノ基本トシ基督教ノ真精神ニ則リ人格陶冶ノ完成ヲ期ス</p>
⑤案	<p>本財団ハ教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ基督教ノ精神ニ則リ人格陶冶ノ完成ヲ期シ国家有用ノ材ヲ養成スルヲ以テ目的トス</p>	<p>（現行第四條ヲ省キ、現行第五條ヲ以テ第四條トス）</p>

③「同志社寄附行為改正案」(一九三八年一月十五日)

④「秘 同志社寄附行為改正案」(一九三八年一月二十五日)

⑤「同志社寄附行為改正案」(一九三八年二月十四日)

第一条および第四条に関して、表一のような案文が記されている。これによれば、「教育ニ関スル勅語ヲ奉戴シ」という文言は、①案から④案までの変更案では第一条の目的にはくわえられておらず、第四条の教育方針で採用されている。ところが、⑤案になると「教育ニ関スル勅語ヲ奉戴シ」という文言が第一条で採用されている(第四条は削除)。

第一条および第四条の変更案については、いずれの常務理事会の記録でも「慎重ニ検討ヲカサヌルコト」、「研究スルコトニ決定」等と記されているのみであり、どのような意見が開陳されたのかはわからない¹⁰⁾。とはいっても、案文の推移からは「教育ニ関スル勅語ヲ奉戴シ」という文言の採用やその位置をめぐって議論がなされていたことがうかがえよう。

ところで、この史料群には、文部省の指示の一端をうかがうことができる史料が含まれている。一九三八年二月十四日の変更案(⑤案)である。そこには、文部省専門学務局の事務官である石井通則の名刺が添付されるとともに、各条文案に対する意見の記された箋が付されて

いる。

たとえば、第一条に関しては、「基督ノ精神ニ則リ人格陶冶ノ完成ヲ期シ」ヲ削除スルカ其ノ字句ニ付再検討セラレ度キコト」とある。また、変更案では第九条において「総長ハ基督教信徒ニシテ本寄附行為第一条ノ主旨ヲ貫徹スルニ適當ナル者タルコトヲ要ス」と総長のクリスチャン・コードを定めていたが、これに対しても「基督教信徒ニシテ」ヲ削除シテハ如何」との意見を付している。このことは、一九三八年二月の時点において、文部省がミッション・スクールの寄附行為からキリスト教主義的な文言を削除すべく指導していたことを示している。

しかし、このような文部省の指示があつたにもかかわらず、この時には寄附行為の目的等に変更がくわえられることはなかった。同志社寄附行為の目的等に関する規定が変更されるのは一九四一年のことである(二月二十七日申請、四月十七日認可)。四一年の変更では、「智徳並行ノ主義ニ基キ教育ノ業ヲ挙クルヲ以テ本財団ノ目的トス」と定められていた目的(第一条)が「教育ニ関スル勅語ヲ奉戴シ 聖旨ヲ遵守シテ教育ノ実績ヲ挙クルコトヲ以テ本法人ノ目的トス」にあらためられるとともに、「本財団ノ維持スル学校ハ基督教ヲ以テ德育ノ基本トス」と謳っていた教育方針(第四条)は「本法人ノ維

持スル学校ハ皇国民ノ鍊成ヲ目的トシ基督教精神ヲ採ツテ德育ニ資ス」と変更された²¹⁾。

目的からキリスト教主義に関する文言が削除されたのは、文部省の指示と一致している。また、『同志社百年史』は、第一条(目的)および第四条(教育方針)の変更に関する常務理事会での若松兎三郎の説明を引用し、「この説明からも、文部省、京都府庁などからの強い要請があったことが察せられる」と述べている²²⁾。これらの点をふまえると、同志社が寄附行為の目的からキリスト教主義を示す文言を削除したのは、文部省の指示を反映したものであったといえるだろう。

ただし、削除予定であった第四条では、「皇国民ノ鍊成ヲ目的トシ」という限定の下ではあるものの、「基督教精神」という文言が残されている。また、総長に関して規定した第十四条は従来どおり「総長ハ基督教徒ニシテ本寄附行為第一条及第四条ノ主旨ヲ貫徹スルニ適當ナル者タルコトヲ要ス」とされている。文部省の指示にもかかわらず、クリスチャン・コードが残されていることがわかるだろう。これらの条項によって、同志社はキリスト教主義の学校であることをかろうじて維持したのであった。

(二) 関西学院における寄附行為の目的変更の動向

一九三八年十一月、関西学院諸学校(大学・専門部・高等商業学校・中学部)では、教育勅語の意義を徹底するために、学則の目的に「教育ニ関スル勅語ヲ奉体シ」との文言をくわえる変更を申請した(一九三九年三月から四月にかけて認可)²³⁾。しかし、関西学院では、これと同時に、寄附行為の目的に教育勅語や「皇国ノ道」などの文言をくわえるような変更がなされることはなかった。また、変更をめぐる動きがあったことも確認できない。これは学則の変更と寄附行為の変更が連動していた同志社とは異っている。

関西学院における戦前最後の寄附行為変更は、一九四一年に行われている(八月八日申請、九月二十四日認可)。この変更は、それまで二四名であった理事の総数を一六名に減じ、選出母体とその人数をあらためるものであった。これによって、理事の選出母体とその人数は、同窓・校友から六名(従来は六名)、日本基督教団において推薦された者六名(従来は六名)、カナダ合同教会およびアメリカ・メソジスト教会に属する日本在住宣教師から四名(各二名、従来は各六名)となり、日本在住宣教師から選ぶことができない場合には日本基督教団のな

かから選ぶことができる」とされた²⁰⁰。『関西学院百年史』によれば、この変更の理由は「外国人宣教師教授が学院のすべての役職から離れて帰国するという非常事態」への対応であった²⁰¹。また、文部省に提出した申請書の変更に理由には、「今般米国及び加奈陀両教会ト本学院トノ関係変更シ且ツ財政ノ独立ヲ決行スルニツキ変更ノ必要ヲ生ジタルモノナリ」と記されている²⁰²。さらに、この変更の前年には先に述べた基督教教育同盟会の申し合わせが行われており、このことも影響を与えていると思われる。

このように、関西学院におけるこの寄附行為の変更は、海外の母教会との関係の変化や基督教教育同盟会の申し合わせに即したものであったと考えられる。これは、立教学院の寄附行為から米国聖公会の影響力が排除され、理事会の「邦人化」が進められる際と同じ状況である。

しかしながら、関西学院では、この変更から敗戦までのあいだにおいても、寄附行為の目的を変更していない。つまり、寄附行為第三条に定められていた「本法人ハ基督教主義ニ基キ学校ヲ経営スルヲ以テ目的トス／但シ茲ニ云フ基督教トハ日本メソヂスト教会ノ基礎的教義ト一致スルモノヲ云フ」という目的は、戦時下においても維持されたのである。同じような状況にありながら、立教学院が「基督教主義」から「皇国ノ道」へと目的に変更

をくわえたのとは対照的である。

ただし、目的が変更されなかったということは、変更に向けての動きがなかったということの意味するわけではない。たとえば、一九四〇年度の「神崎驥一院長報告」の次のような記述には、関西学院の寄附行為に対して、文部省からなんらかの意向が示されていたことがうかがえる²⁰³。

寄附行為ノ改正ニ関スル文部当局ノ意向ニツイテハ
別ニ御報告致シ本理事会ノ御協議ヲ願フコトニ致シ
マス

一九四〇年といえは、立教学院に対して文部省が目的の変更を指示していた時期とほぼ一致する。また、同志社の事例から「文部当局ノ意向」とは寄附行為の目的に対するものであったと推測される。このことが院長報告に記されているということは、他のミッシヨン・スクールと同じように、関西学院にとっても「文部当局ノ意向」が重大な関心事であり、なんらかの対応がなされていたと考えられる。しかし、『関西学院百年史』はこの点について全く言及していない。そのため、この時期の目的変更をめぐる動向やその詳細はこれまで全く明らかにされていない。

ところが、関西学院学院史編纂室所蔵の『常務理事会記録』によれば、理事構成の変更と並行して、目的を変

更すべく案文を整えていたことがわかる¹⁰⁰。すなわち、一九四一年六月十三日に開催された常務理事会では、神崎院長から次のような目的の変更案が示されているのである。

一、寄附行為改正二関スル件

(イ)寄附行為第三條ノ改正参考案トシテ神崎氏ヨリ左ノ三案ヲ示サル

- (1) 本法人ハ教育勅語ノ聖旨ヲ奉戴シキリスト教ノ精神ヲ採リ皇国民ノ練成ヲナスヲ以テ目的トス
- (2) 本法人ハ教育勅語ノ聖旨ヲ奉戴シキリスト教ノ精神ニ立脚シ信念アリ品格アル眞ノ皇国民ヲ練成スルヲ以テ目的トス
- (3) 本法人ハ教育勅語ノ聖旨ヲ奉戴シキリスト教ノ精神ヲ採リ人格ノ陶冶ヲナシ以テ国家社会ニ有用ナル人物ヲ養成スルヲ以テ目的トス

いずれの案も「キリスト教ノ精神」にくわえて「教育勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ」という文言を採用するものであることがわかるだろう。そして、この案は六月十七日に開催された常務理事会において協議され、次のような案文とすることで意見の一致をみている¹⁰¹。

一、寄附行為改正ノ件

(イ)第三條改正案 前回ノ常務理事會ニ於テ神崎氏ノ提示セル三ツノ参考案ヲ基礎トシテ協議ノ結果

「本法人ハ教育勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ基督教ノ精神ニ則リ人格ノ陶冶ヲナシ以テ国家社会ニ有用ナル人物ヲ養成スルヲ目的トス」
ヲ改正案トナスコトニ意見一致ス

ところが、六月三十日に開催された臨時理事会では、理事の構成を変更することについては可決したものの、目的の変更については「討議ノ結果目的ノ項ハ暫ク措くことに決している（なお、このとき可決された理事構成の変更は、前述の一九四一年九月に認可された寄附行為の変更となる¹⁰²）。その結果、文部省の指示があったにもかかわらず、これ以後も目的が変更されることはなかった。このように、キリスト教主義を維持しつつ、「教育勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ」や「皇国ノ道」といった文言を採用しないとした関西学院の判断は、注目に値する。

ちなみに、当時の常務理事会のメンバーは全て日本人であったが、理事会のメンバーには外国人が一名含まれている¹⁰³。日本人のみで構成されていた常務理事会が「教育勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ」を採用し、外国人の多かった理事会で保留されたのは、目的変更に対する外国人宣教師の影響力が発揮されたと考えることができるだろう。ただし、その判断をめぐる動向の詳細は不明である。

(三) 上智学院における寄附行為の目的変更の動向

一九三二年の「靖国神社参拝拒否事件」で配属将校のひきあげという経験をもつ上智学院の場合、寄附行為の目的は一九一一年の財団法人設立から学校法人への移行まで変更されていない³³⁾。第三条に規定された上智学院の目的は次の通りである。キリスト教主義的文言も天皇制イデオロギー的文言も明記されていないことが特徴である。

学校ヲ設ケ青年男子ヲ教育シ其智力上道德上社交上及体力上ノ幸福ヲ増進スルニ在リ此ノ目的ヲ達スル為メ法令ノ規定ニ従ヒ学校ヲ設クベシ

ただし、国立公文書館に所蔵されている上智学院の許認可関係文書によれば、一九三九年三月一日に申請された寄附行為の変更において、目的条項であった第三条に第二項として「本財団法人ハ第三条ノ目的ヲ達スルタメ大学令ニ依ル上智大学、専門学校令ニ依ル上智大学専門部及上智大学外国語専修学校ヲ経営ス」という文言がくわえられている（四月認可³³⁾。これは、一九三六年四月の文部省による学事調査の際に法人の事業を明示するよう指示されたことをうけた変更であり、目的にかかわる根本的な変更ではない。

むしろ、ここで注目すべきは、この変更がなされたのが一九三九年であるという点である。これは同志社の寄附行為変更案に対して文部省から指示がなされた時期（一九三八年）よりも後のことである。しかしながら、上智学院の許認可関係文書には、立教学院の寄附行為変更の際に記されたような目的変更に関する指示をみることはできない。つまり、キリスト教主義的文言も天皇制イデオロギー的文言も明記されていない目的に対して、文部省は一切指示を与えていないのである。

以上のような同志社、関西学院、上智学院の動向は、ミッション・スクール寄附行為の目的に対する文部省の指示がキリスト教主義の排除のみを目的としており、天皇制イデオロギーの採用をせまるものではなかったことを示している。また、文部省の指示にもかかわらず、同志社や関西学院がそれに従わなかったように、文部省の指示は必ずしも強制力をともなうものではなかった。これらのことから、立教学院にもキリスト教主義的文言を残すことや天皇制イデオロギー的文言をくわえないという選択肢も残されていたといえよう。にもかかわらず、立教学院は、寄附行為の「基督教主義」を削除し、その代わりに「皇国ノ道」を採用することになる。とすると、立教学院の判断の背景には、文部省の指導だけでなく、学院内の状況が反映していたのではないだろうか。

三 立教学院内の動向と目的の変更

(一) 医学部設置構想と幻の寄附行為変更

立教学院を経営母体とする立教大学では、一九四一年から翌年にかけて聖路加メデイカルセンター（現・聖路加国際病院）との合併による医学部設置構想が具体化していた。医学部の設置は、一九四二年二月に申請され、文部省の内諾を得たものの、聖路加メデイカルセンターの法人解散申請が厚生省によって却下されたため、頓挫することとなる。

最終的には実現に至らなかったものの、立教学院では、医学部設置申請にあたって、寄附行為の変更案が作成されている。「基督教主義ニヨル教育」から「皇国ノ道ニヨル教育」へと目的を変更する七カ月ほど前である一九四二年二月の日付の案では、次のような目的が示されている⁸⁴⁾。

第二条 財団法人立教学院ハ立教大学、立教中学校並ニ聖路加国際病院ヲ経営維持ス

この目的案には注目すべき点があつた。

ひとつは、一九四二年九月の理事会における目的変更の可決に先立って、すでに「基督教主義」の排除がなされていることである。かつて、文部省が目的の変更を指

示した際、立教学院は「先ヅ以テ外国関係ヲ断チタル上根本的ニ改正ヲ行フ」と回答していた⁸⁵⁾。「外国関係ヲ断」つこと、すなわち米国聖公会の影響力の排除・理事会の「邦人化」は、先に述べたように一九四一年八月の外国人理事二名の辞任と十二月の寄附行為変更認可によって実現された。このようなかたちで「外国関係ヲ断」つことが、文部省の指示を反映し、寄附行為の目的から「基督教主義」を削除することを可能にしたのである。

もうひとつの注目すべき点は、一九四二年の目的変更で採用された「皇国ノ道」がここでは明示されていないことである。この文書は、設置をめぐるやりとりのなかで、文部省にも提出されたものである。文部省が医学部設置に内諾を与えていたことを考えれば、ここで示された目的についても内諾を与えていたはずである。つまり、この時点において、文部省は天皇制イデオロギーを明示しなくてもかまわないという判断をしていたのである。

つまり、一九四三年認可の寄附行為変更では目的における「基督教主義」の排除と「皇国ノ道」の採用は結果的に同時になされたが、両者は異なる要因によって生じたものであると考えられる。

(二) 教育方針をめぐる攻防

医学部設置申請時には明示しなかつた「皇国ノ道」を、

なぜ立教学院は採用しなければならなかったのだろうか。

くりかえしになるが、寄附行為の目的を「基督教主義ニヨル教育」から「皇国ノ道ニヨル教育」にあらためることを理事会が可決したのは、一九四二年九月二十九日のことである。このころ、立教学院内外ではキリスト教排撃運動が高揚し、教育方針をめぐる対立の起きていたことが、これまでの研究で明らかにされている⁸⁶⁾。

たとえば、戦後、「信教の自由の侵害」を理由にGHQの指令によって指名追放をうけた辻壮一は、当時の状況を「弁明書」において次のように述べている⁸⁷⁾。

私はこの重大かつ根本的な変更が理事会の自発的な行為にあらざりしことを証言する義務を感じます。

その当時の世上の与論は基督教撲滅を唱道し、文部省及軍は事毎に基督教学校を圧迫して学校を偏狭なる愛国主義教育の府たらしめ、特に立教大学に於ては狂的愛国主義者たる飯島大佐が配属将校として大学総長以下の教員を圧迫し、軍事教育の時間に於ては学生に向かつて学校を誹謗し、「中略」あらゆる方法を用ひて学校の軍隊化をはかったのであります。また卒業生高田某は小沢教授と連名をもって理事会に於て、学校から基督教を駆逐すべしとの意見書を提出したとも伝えられてゐます。

また、同じように指名追放をうけた縣康は、後年インタビューの中で次のように語っている⁸⁸⁾。

寄附行為の変更を追ったのは、「中略」立教中学校にいた佐藤正義、それから大学に小沢という哲学の若い先生がいました。「中略」そういう人たちが遠山学長に対して学期の変更、寄附行為の変更を迫ったわけです。「中略」遠山学長の部屋でガンガン議論しているんですね。何だろう、いったい何を言っているんだろうと思つて聞いたら、遠山さんに対して、佐藤正義氏とのお父さんですよ。あのお父さんは何をしていた人か知らないけれども、二人で遠山学長に徹底して立教は皇道主義の教育をすべきであるというようなことを盛んに言っているんですよ。

二人の「弁明書」とインタビュー記録からは、教育方針をめぐる、学内にキリスト教主義と「皇道主義」の対立のあったことがうかがえる。もちろん、これらは追放された側の見解であり、若干の誇張や釈明的要素があるとみなければならぬだろう。しかし、大学の講師であった宮本馨太郎の日記にも「学内に於ける反キリスト教運動や阿部对小澤の事件などの情報を知り」との記述があり⁸⁹⁾、学院内の反キリスト教運動への対応が迫られていたことは事実であったようである。

キリスト教主義と「皇道主義」のこのような対立は、一九四二年九月初旬の「学生暴行事件」でピークを迎えた。この「学生暴行事件」は、永井によれば、キリスト教主義と「皇道主義」をめぐる学生同士の対立であり、かつ大学教授と教練教官を巻き込んだものであったという⁴⁰。結果的には、事件に関与した学生が停学処分をうけ、学生課長の阿部三郎太郎教授も責任を問われ学生課長の職を解かれることとなった。

しかし、この事件はこれだけにとどまらない広がりをもった。事件直後の九月十五日に開催された大学部長会において、当該学生の在籍していた経済学部河西太郎学部長が「学則第一条の末段『国家思想の涵養及基督教主義に基づく人格の陶冶』中のキリスト教主義の文字抹殺方」を提案したのである⁴¹。この提案は九月二十六日の大学部長会において決定をみる。すなわち、「学則第一章総則一条中より『基督教主義に基づく』の八字削除の件を決定し学生騒擾事件の処理に關し報告」⁴²が行われたのである。ここからは、学生暴行事件と学則の改正が結びつけられて議論されたことがわかる。

また、九月二十五日には、「皇道主義」を唱えていた佐藤正義父子が遠山総長を訪ね、次のようにならんらかの対応を迫っていた⁴³。

佐藤正義父子午前中より午後に亘り強迫的言辭を以

て学生課長教授の進退までも迫る。漸く調査する事とし帰す

その結果、九月二十九日の理事会において、大学学則改正だけではなく、寄附行為の変更、さらにはチャペルの閉鎖が正式に決定されることになった。遠山学長の日誌のこの日の条には次のように記されている⁴⁴。

○学内不祥事件、即ち学生闘争に關する委細を報告。学長進退伺い。査問の上「其義に及ばず」とあり。

○教会閉鎖、牧師を存せぬ事。

○学院寄附行為 変更

以上可決。

ここでも「学生暴行事件」と学則改正、寄附行為変更、さらにはチャペルの閉鎖が関連する案件として描かれている。

このような状況や寄附行為の目的変更にいたる経緯は、「皇国ノ道」の採用が直接的には学院内の情勢への対応であったことを示しているといえよう。

おわりに

以下、本稿において明らかになったことをまとめておきたい。

第一は、文部省の指導についてである。文部省は、同志社、立教学院、関西学院に対して、寄附行為に示され

たキリスト教主義的文言の削除を指示していた。一方で、文部省は、キリスト教主義も天皇制イデオロギーも明示していない上智学院の寄附行為や立教学院が医学部設置にあたって作成した寄附行為変更案を認めていた。以上の点から、文部省の指示の意図はキリスト教主義の排除にあり、天皇制イデオロギーの採用をせまるものではなかったと考えられる。

第二に、このような課題に対する各ミッション・スクールの動向から、キリスト教主義と天皇制イデオロギーのあいだには、いくつかの選択肢があったことがわかる。①同志社のように、目的からはキリスト教主義を排除し天皇制イデオロギーを示しつつも、教育方針としてキリスト教主義を明示する事例。②関西学院のように、キリスト教主義を貫く事例。③上智学院や医学部設置申請時における立教学院のように、キリスト教主義も天皇制イデオロギーも明示しない事例。④最終的に立教学院が採用したように、キリスト教主義を排除し、天皇制イデオロギーを明示する事例。このような選択肢の存在は、立教学院がキリスト教主義を維持することができた可能性を示している。

第三に、立教学院における「基督教主義」の排除と「皇国ノ道」の採用の判断には、実は約半年のタイムラグがあったということである。一方のキリスト教主義

の排除は、ミッション・スクール共通の課題であり、文部省からの指示でもあった。そのため、医学部設置申請時における寄附行為の目的変更案にみられるように、それは一九四二年九月の寄附行為変更可決以前に既定の方針となっていた。他方、「皇国ノ道」の採用は一九四二年九月のことであり、それは直前に発生した「学生暴行事件」に象徴される教育方針をめぐる対立やキリスト教排撃運動などの学内情勢への対応としてなされたのである。

第四に、立教学院がキリスト教主義を排除し、「皇国ノ道ニヨル教育」へと目的を変更することができたのは、「国際関係の変化を契機として、立教学院が人的にも、経済的にも米国聖公会から独立し、「邦人化」を果たしていたことが大きいといえよう。他方、キリスト教主義を維持した関西学院の場合、理事会において寄附行為の目的変更を議題とした一九四一年六月現在の理事二三名のうち、一名が海外母教会関係者であった。このことが目的変更や学園における教育の性格転換への歯止めとして機能していたと考えられる。このように、戦時下のミッション・スクールにおける目的の変更には、海外母教会との関係、ひいては国際環境の変化が大きな影響を与えているのである。

- (1) 米田俊彦「私立専門学校への『御真影』下付と学則改正—キリスト教主義学校を中心に—」久保義三編『天皇制と教育』三一書房、一九九一年所収。
- (2) 『立教学院八十五年史』立教学院八十五年史編纂委員、一九六〇年、一九九頁。『立教学院百年史』立教学院、一九七四年、三七二頁。
- (3) 中野実「戦時下の私立学校—財団法人立教学院寄附行為の変更を中心にして—」『立教大学教育学科研究年報』第三九号、一九九六年所収。
- (4) 永井均・豊田雅幸「立教学院関係者の出征と戦没に関する若干の考察」『立教学院史研究』創刊号、二〇〇三年所収。
- (5) 立教学院百二十五年史編纂委員会編『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、立教学院、一九九六年、四〇三頁〜四〇七頁。以下、とくに断らない限り、立教学院寄附行為の変更は同書（四〇三頁〜四一二頁）による。
- (6) 日本聖公会歴史編纂委員会編『日本聖公会百年史』日本聖公会教務院文書局、一九五九年、一八三頁〜一八四頁。
- (7) 「教会合同と自給に関する総幹事報告」日本基督教団宣教研究所教団史料編纂室編『日本基督教団史資料集』第一巻、日本基督教団宣教研究所、一九九七年所収。
- (8) キリスト教学校教育同盟編『日本におけるキリスト教学校教育の現状』キリスト教学校教育同盟、一九六一年、二〇頁。
- (9) なお、前掲『立教学院百二十五年史』資料編第一巻には、これ以前の変更として、第三十七回理事會（一九三二年二月十九日開催）において可決されたものが、申請・認可日不詳のまま掲載されている。しかし、国立公文書館所蔵の立教学院許認可文書によれば、この変更はなされていない。
- (10) 前掲「戦時下の私立学校—財団法人立教学院寄附行為の変更を中心として—」。
- (11) 『東京ローンテナスクラブ・立教学院（昭六・一〇）〜昭和三一・一二）』国立公文書館所蔵。
- (12) 『遠山日誌』一九四二年一月十六日の条、立教学院史資料センター所蔵。
- (13) 「チャペル籠城事件」については、『同志社百年史』通史編二、同志社、一九七九年、一一二頁〜一一三六頁を参照のこと。
- (14) 前掲『同志社百年史』通史編二では一九三七年の諸事件後の動向をあつかった第六章で「浸透する国家主義色」とのつり見出しを用いている（一一三七

- 頁)。
- (15) 前掲『同志社百年史』通史編二、一一一三頁～一
一六六頁。
- (16) なお、前掲『同志社百年史』通史編二では、この
学則の変更を文部省の要請にもとづくものであった
としている(一一六六頁)。
- (17) 『同志社百年史』資料編二、同志社、一九七九年、
一六九〇頁
- (18) 前掲『同志社百年史』資料編二、一一八〇頁。
- (19) 『寄附行為改正関係資料 昭和13年』同志社社史
資料室所蔵。
- (20) 『同志社理事會書類綴(理甲) 昭和十二年度』同
志社社史資料室所蔵。
- (21) 前掲『同志社百年史』資料編二、一一八六頁。
- (22) 前掲『同志社百年史』通史編二、一一六六頁～一
一六七頁。
- (23) 『関西学院百年史』資料編Ⅱ、関西学院、一九九
五年、十一頁～十二頁、二九頁～三一頁、三五頁～
三六頁。ちなみに、関西学院大学にはこの前年に
「御真影」が下付されている。
- (24) 前掲『関西学院百年史』資料編Ⅱ、八五頁～九〇
頁。
- (25) 『関西学院百年史』通史編Ⅰ、関西学院、一九九
七年、五六五頁。
- (26) 前掲『関西学院百年史』資料編Ⅱ、八六頁。
- (27) 前掲『関西学院百年史』資料編Ⅱ、六四頁。
- (28) 『常務理事會議事録 一九四〇(昭和十五)～一
九四四(昭和十九)年度』関西学院学院史編纂室所
蔵。
- (29) 前掲『常務理事會議事録 一九四〇(昭和十五)
～一九四四(昭和十九)年度』。
- (30) 前掲『常務理事會議事録 一九四〇(昭和十五)
～一九四四(昭和十九)年度』。
- (31) 前掲『常務理事會議事録 一九四〇(昭和十五)
～一九四四(昭和十九)年度』。
- (32) 立教学院史資料センターの問い合わせに対する上
智大学総合調整室別室・毛利愛子氏からの回答(二
〇〇三年二月)および『東京家政学院、昭和洋画奨
励会(解散)、昭和医学専門学校、東京女子経済專
門学校、上智学院(昭二・七)』国立公文書館所
蔵。
- (33) 前掲『東京家政学院、昭和洋画奨励会(解散)、
昭和医学専門学校、東京女子経済専門学校、上智学
院(昭二・七)』。
- (34) 「改正サルベキ財団法人立教学院寄附行為」『医
学部設置認可願』所収、立教学院史資料センター所
蔵。

蔵。

- (35) 前掲『東京ローテニスクラブ・立教学院（昭六・一〇）昭和三一・一一』。
- (36) この点に関しては、前掲「立教学院関係者の出征と戦没に関する若干の考察」を参照のこと。
- (37) 前掲『立教学院百二十五年史』資料編第一巻、四九二頁～五〇四頁。
- (38) 「縣康インタビュー記録」、立教学院史資料センター所蔵。
- (39) 『宮本日記』一九四二年九月二十八日の条、財団法人宮本記念財団所蔵。
- (40) 前掲「立教学院関係者の出征と戦没に関する若干の考察」を参照のこと。
- (41) 前掲『遠山日誌』一九四二年九月十五日の条。
- (42) 『部長会記録』立教学院史資料センター所蔵。なお、『遠山日誌』にも「学生騒擾の始末処置を報告、学則第一條の変更不得已とする件可決」とある（一九四二年九月二十六日の条）。
- (43) 前掲『遠山日誌』一九四二年九月二十五日の条。
- (44) 前掲『遠山日誌』一九四二年九月二十九日の条。

〔付記〕

本稿執筆にあたり、同志社社史資料室、関西学院学

院史編纂室、上智学院総合調整室別室に大変お世話になった。ここに記して感謝する次第である。

本稿は、文部科学省科学研究費補助金・基盤研究(B)(2)「国際環境の中のミッションスクールと戦争―立教大学を事例として―」（研究代表者・前田一男立教大学文学部教授）による研究成果の一部である。